

○栃木県畜産関係実習要綱

昭和四十八年二月十六日  
栃木県告示第百十二号

栃木県畜産関係実習要綱を次のように定める。

栃木県畜産関係実習要綱

(実習の機会の提供)

第一条 県は、畜産に関する技術の普及向上を図るため、畜産経営を主とする営農者及び将来畜産経営をしようとする者並びに官公庁、学校及び畜産関係団体(以下「官公庁等」という。)における畜産技術者に対し実習の機会を与えるものとする。

(実習担当機関)

第二条 この要綱に基づく実習は、栃木県畜産酪農研究センター又は栃木県県央家畜保健衛生所(以下「実習担当機関」という。)において行う。

(平一二告示二一七・平二三告示一九七・一部改正)

(実習の種類等)

第三条 実習の種類、期間、内容及びその対象者は、次の表のとおりとする。

種類	期間	内容	実習対象者
営農者実習	一年以内	実習を希望する者に対し、実習担当機関の長が定める実習計画に従って行う畜産に関する技術の習得	畜産経営を主とする営農者又は将来畜産経営をしようとする者であつて市町村、農業振興事務所又は農業協同組合の長から推薦を受けたもの
官公庁等職員実習	一年以内	官公庁等の長から委託を受けて、委託の趣旨に従い行う畜産に関する技術の習得	官公庁等における畜産技術者

(平一一告示一九二・平一二告示二一七・平二三告示一九七・一部改正)

(入所の手続)

第四条 営農者実習を受けようとする者は、実習願(別記様式第一号)に次に掲げる書類を添付して実習担当機関の長に提出しなければならない。

一 推薦書(別記様式第二号)

二 履歴書

(平二九告示三〇七・一部改正)

2 官公庁等の長は、所属の職員について官公庁等職員実習を委託しようとするときは、実習委託書(別記様式第三号)を実習担当機関の長に提出しなければならない。

(平二三告示一九七・一部改正)

(入所の決定)

第五条 実習担当機関の長は、前条の実習願又は実習委託書を受理したときはこれを審査

し、入所の適否を決定のうえ営農者実習にあつては本人に、官公庁等職員実習にあつては官公庁等の長に通知する。

(誓約書の提出)

第六条 前条の規定により入所を承認された者(営農者実習に係る者に限る。)は、県内に居住する成年者で独立の生計を営む者一人を保証人に定め、誓約書(別記様式第四号)を実習担当機関の長に提出しなければならない。

2 保証人が死亡した場合又は保証人としての資格を失つた場合は新たに保証人を定め、直ちに誓約書を実習担当機関の長に提出しなければならない。

(治療費の負担)

第七条 県は、営農者実習に係る実習生が実習中の事故(故意又は重大な過失による場合を除く。)により負傷した場合において、治療に要する費用の一部を予算の範囲内で負担する。

(退所)

第八条 実習担当機関の長は、成業の見込みのない者その他実習生として不相当と認めた者を退所させることができる。

(手当の支給)

第九条 県は、営農者実習に係る実習生に対し予算の範囲内で手当を支給する。

(修了証書)

第十条 実習担当機関の長は、この要綱に基づく実習を修了した者に対し修了証書(別記様式第五号)を授与するものとする。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は、実習担当機関の長が定める。

改正文(昭和五六年告示第一一六八号)抄  
昭和五十六年十二月八日から適用する。

改正文(平成十一年告示第一九二号)抄  
平成十一年四月一日から適用する。

改正文(平成一二年告示第二一七号)抄  
平成十二年四月一日から適用する。

改正文(平成二三年告示第一九七号)抄  
平成二十三年四月一日から適用する。

改正文(平成二九年告示第三百七号)抄  
平成二十九年七月一日から適用する。